

会 議 記 録

会議名 総務常任委員会

開催日 令和7年12月8日(月) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時38分

出席者 委 員 委員長 小平 啓 佑

小太刀 孝 之 小久保 かおる 松 本 喜 一

梅 澤 米 満 天 谷 浩 明 小 堀 良 江

傍 聴 者 川 田 俊 介 市 村 隆 雨 宮 茂 樹

森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 大 浦 兼 政

針 谷 育 造 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 内 海 まさかず 針 谷 正 夫

広 瀬 義 明 氏 家 晃 福 富 善 明

福 田 裕 司 中 島 克 訓 大阿久 岩 人

白 石 幹 男 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭 実子

係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

総 合 政 策 部 長	癸 生 川	亘
危 機 管 理 監	狐 塚	光 紀
経 営 管 理 部 長	金 井	武 彦
地 域 振 興 部 長	佐 山	祥 一
会 計 管 理 者	渡 辺	智 恵 子
消 防 長	本 名	義 人
監査委員事務局局長併 選挙管理委員会事務局局長	加 茂	浩 史
総 合 政 策 課 長	潮 田	美 紀
秘 書 課 長	白 井	司
広 報 課 長	渡 邊	浩 志
危 機 管 理 課 長	北 平	雅 章
カーボンニュートラル 推進課長	小 林	博 己
総 務 人 事 課 長	佐 藤	正 実
総 務 人 事 課 主 幹	飯 塚	昭 浩
契 約 検 査 課 長	田 村	浩 一
管 財 課 長	奈 良 部	満
財 政 課 長	深 津	勝
税 務 課 長	山 岸	良 郎
税 務 課 主 幹	出 井	章 裕
収 税 課 長	金 子	博 文
地 域 政 策 課 長	鈴 木	邦 彦
地 域 政 策 課 主 幹	青 木	稔 彦
大平地域づくり推進課長	渡 辺	由 夫
藤岡地域づくり推進課長	安 塚	欣 也
都賀地域づくり推進課長	島 田	和 行
西方地域づくり推進課長	安 達	博 美
岩舟地域づくり推進課長	篠 崎	雅 一
蔵 の 街 課 長	一 条	嘉 之
ス ポ ー ツ 課 長	大 阿 久	剛
渡 良 瀬 遊 水 地 課 長	松 本	佳 久
消 防 総 務 課 長	小 川	信 幸

予 防 課 長
消 防 第 1 課 長
選挙管理委員会事務局次長
議 事 課 長

田 村 秀 彦
長 江 幸 一
佐 藤 啓 子
野 中 蘭 実 子

令和7年第6回栃木市議会定例会

総務常任委員会議事日程

令和7年12月8日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第146号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第151号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第152号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第153号 栃木県市町村総合事務組合理約の変更について

日程第5 議案第156号 訴えの提起について

日程第6 議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（小平啓佑君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しています。

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（小平啓佑君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（小平啓佑君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第146号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第146号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） おはようございます。よろしく申し上げます。

ただいまご上程いただきました議案第146号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は13ページから14ページ、また議案説明書は8ページから11ページとなります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の8ページを御覧ください。提案理由でございますが、税務システム標準仕様書に準拠したシステムへの移行に伴い、所得及び課税に関する証明書を一本化する等に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものであります。

改正の概要につきましては、記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表にてご説明いたします。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、10ページ、11ページを御覧ください。左のページが現行、右のページが改正案となります。

今回の改正につきましては、別表第1（第2条関係）、手数料を徴収する事項、18の所得証明を

所得課税証明に改め、手数料の金額は、所得証明、課税証明、非課税証明、住民税決定証明を所得課税証明に一本化する規定に改めるものであります。

19、手数料を徴収する事項の土地若しくは建物を、土地及び家屋に改め、所有証明を削除し、手数料の金額は、土地は5筆以下、建物は5棟以下を、土地及び家屋を合算して5筆（棟）以下に改めるものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の13ページを御覧ください。こちらにつきましては、議案第146号の上程文になります。

14ページを御覧ください。条例の改正文となりますが、改正の主な内容につきましては、先ほど議案説明書でご説明させていただきましたので、附則についてご説明させていただきます。

附則、施行期日であります。この条例は、令和8年4月1日から施行するというものであります。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法をお願いいたします。ございませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。文言の整理は分かるのですが、ちょっと内容細かいところなのですが、旧のほうで、現状では、土地は5筆以下、建物は5棟以下ということで、今度は合算するというので、それはセットで、例えば土地と建物がセットで5筆までいいのですよという解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 出井税務課主幹。

○税務課主幹（出井章裕君） 天谷委員のおっしゃるとおりでございますが、改めて申しますと、今まで土地と家屋別々であったものを、例えば土地が1筆、家屋が2棟あった場合、その3つの物件を1枚の用紙にまとめて交付できるということで、今まで2枚で600円だったところを1枚で300円ということで、証明を取られる方には有利なことでございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうしますと、18の部分、これもそれぞれ今までは1通200円という形で取っていたものが、合算して1枚の用紙で複数、課税証明書を取れるということでもよろしいのでしょうか。今の天谷委員のほうは、19のほうは土地、家屋のほうは1枚で取れるようになりましたよということなので、その上の部分に関しましても、1通今まで幾らだったのが、まとめて取れるとい

うことでよろしいのか、確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） 委員がお話しのとおり、今まで4種類の証明書でお出ししていたのですが、今回はそれを所得課税証明書に一本化するということなものですから、当然今まで別々に取っ
ていらっしやった方が1通で取れるということで、今まで4枚で1,200円していたものが300円にな
るとい形になります。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第146号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第146号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第151号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第2、議案第151号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例
の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） よろしくお願いたします。ただいまご上程いただきました議案第
151号 栃木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いた
します。議案書は24ページ、25ページ、議案説明書は30ページから33ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の30ページを御覧ください。まず、
提案理由であります。緊急消防援助隊として消防業務に従事する職員に対する特殊勤務手当の支
給額の上限を改めるに当たり、所要の改正を行う必要があるため、栃木市職員の特殊勤務手当に関

する条例の一部を改正することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要ですが、消防業務に従事する職員の特殊勤務手当の支給額の上限を改めるものでございます。参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表よりご説明いたしますので、32ページ、33ページをお開きください。右ページ、改正案の2、前項に規定する手当の額は、それぞれの業務の特殊性に応じ、1回の勤務につき2,160円に改めるものでございます。

次に、議案書の25ページをお開きください。栃木市職員の特殊勤務手当の一部を改正するものがあります。第9条第2項中の「勤務につき1,000円」を「勤務につき2,160円」に改めるものでございます。

附則につきましては、この条例の公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「委員長、すみません。補足させていただいてよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） この改正の内容ですが、総務省消防庁長官の通知によるものです。内容にあつては、大規模災害時救助活動等に対する手当について、国家公務員、主に自衛官においては、人事院規則により災害応急作業手当が支給され、警察職員も条例に基づき同種の手当が支給されております。一方で、消防職員は、緊急消防援助隊として出場した場合は、各消防本部によって特殊勤務手当の支給が様々でありました。総務省消防庁では、国家公務員や警察官と同様な活動に従事している消防職員の待遇面での均衡を図るようにとのことです。

国家公務員の特殊勤務手当につきましては、災害救助法が適用される現場は、1日当たり1,080円、立入禁止等の措置や著しく危険と認められる地区での活動は、倍の2,160円が支給されております。今回の改正は、国家公務員の立入禁止等の措置や著しく危険と認められる地区での活動の2,160円支給を根拠とし、第9条第2項中の「勤務につき1,000円」を「勤務につき2,160円」に改めさせていただくものであります。

補足については以上でございます。

○委員長（小平啓佑君） 改めまして、以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

松本委員。

○委員（松本喜一君） これは総務省ということは、国のほうで全国一斉にこの単価にするのでしょ

うか。

○委員長（小平啓佑君） 小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） 総務省のほうでは、この金額、自衛官と同じような金額、待遇にするようにというふうに全国に通知がなされております。

○委員長（小平啓佑君） 松本委員。

○委員（松本喜一君） ということは、この単価にする日取りというのは、そんなにずれはないのですね、全国。議会が通れば全部同じようになるのですね。

○委員長（小平啓佑君） 小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） この手当につきましては、まずそもそも手当がない消防本部とかもございまして、均一を図る上で、議会でご承認いただければ、全国的に同じようになっていくと思います。

○委員長（小平啓佑君） ほかがございますか。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 1点確認させていただきたいのですけれども、1回の勤務というところなのですが、これは出勤して1時間の勤務でも1日の勤務でも手当は一緒という認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 小川消防総務課長。

○消防総務課長（小川信幸君） 例で例えさせていただきますと、火災や救助、その他の活動に従事する者は、現在の規則の中で300円、救急業務に従事する者は1回の出勤で200円、救命士ですと350円、地上10メートル以上の高所で作業をする場合は1回500円、潜水業務などの場合は1回1,000円というような1回ごと、回数ごとの手当と、今回の勤務というところで、緊急消防援助隊の場合は、現在のところは1,000円、大型免許によるポンプ車の機械を運転する者、それは1勤務につき200円、このような手当になっております。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかがございますか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第151号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第151号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第152号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第3、議案第152号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） よろしく申し上げます。ただいまご上程いただきました議案第152号 栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は26ページ、議案説明書は34、35ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の34、35ページを御覧ください。提案理由でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、及び林野火災の予防の実効性の向上を図るに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市火災予防条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、改正の概要でございますが、1につきまして、目次を改めること。目次関係。

2につきまして、簡易サウナ設備に係る規定を加えること。第7条の2関係。

3につきまして、サウナ設備に係る規定の整理を行うこと。第7条の3関係。

4につきまして、火災に関する警報に係る規定の整理を行うこと。第29条関係。

5につきまして、避難等に資する物品、機械器具及び設備に感震ブレーカーを加えること。第29条の7関係。

6につきまして、林野火災の予防に係る規定を加えること。第29条の8及び第29条の9関係。

7につきまして、引用条項を改めること。第42条の3関係。

8につきまして、設置の届出を要する火を使用する設備等に簡易サウナ設備を加え、字句の整理を行うこと。第44条関係。

9につきまして、届出の対象となる期間及び区域の指定に係る規定を加え、火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為に係る規定の整理を行うこと。第45条関係でございます。

参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、36ページから43ページを御覧ください。左ページが現行、右ページが改正案となります。36ページ上段です。目次関係、林野火災の予防ですが、現行、上段にあります第3章の2の次に、改正案では、新たに「第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」が国の準則で追加されたことにより、目次が改められたものでございます。

次に、36ページ下段のほうですが、第7条の2関係、簡易サウナ設備ですが、現行、下段の第7条の2、「サウナ設備」が、改正案では「簡易サウナ設備」に改められ、簡易サウナ設備またはバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものとして、位置、構造及び管理の規定が加わり、改められたものでございます。

次に、第7条の3関係、サウナ設備ですが、現行の第7条の2、サウナ設備が、改正案では「サウナ設備」が「一般サウナ設備」に改められ、同条を第7条の3とし、規定の整理がなされたものでございます。

次に、38ページ、39ページを御覧ください。第29条関係、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限ですが、現行の火災に関する警報の発令中における火の使用の制限が、改正案では、「法第22条第3項に規定する火災に関する警報」が追加され、規定の整理がなされたことにより、同条第7号、「屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと」が削られました。現行の内容は、火災警報が発令された中での火の使用制限でありましたが、法第22条第3項は、市町村長の伝達事項として、自ら火災に関する警報を発することができることと明確化され、強調されたことによるものです。

また、第7号が削除された経緯は、現在の家庭内の環境にはそぐわない内容であるため、削除されたものでございます。

次に、条例第29条の7関係、住宅における火災の予防の推進ですが、現行の住宅における火災の予防として、改正案では、住宅用防災機器の次に「感震ブレーカー」が加われました。これは、今までの大地震において、建物が地震に起因する揺れにより、電気系統がショートし、火災が発生していることが判明していることで、令和6年能登半島地震を起点に、国の災害対策基本法に基づく防災基本計画に盛り込まれ、火災予防普及推進とされたことで追加されたことによるものでございます。

次に、第29条の8及び第29条の9関係、林野火災の予防ですが、現行の第29条の7の次に、改正案では目次関係でご説明いたしました「第3章の3 林野火災の予防」が加わり、市長により、第29条の8、林野火災の注意報及び第29条の9、林野火災の警報について、それぞれ火の使用制限、火の使用する区域を指定することができることと国の準則で規定が加われました。これは、岩手県大船渡市の林野火災が起点となったことによるものでございます。

次に、40ページ、41ページを御覧ください。第42条の3関係、屋外催しに係る防火管理ですが、現行の第42条の3第3号に、届出となる第45条第1項に「(たき火を含む。)」が規定に整理され、引用条項が改められたことによるものでございます。

次に、第44条関係、簡易サウナ設備ですが、現行の第44条第7号、「サウナ設備」を、改正案では「一般サウナ設備」に改め、第44条第6号の次に「簡易サウナ設備」が加わり、字句の整理がなされたものでございます。

次に、第45条関係、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出ですが、現行の第45条第1号に、改正案では、「(たき火を含む。)」とする規定が加わり、第2号として、消防長が届出の対象となる期間及び区域を指定することができるという規定の整理がなされたものでございます。

次に、議案書によりご説明いたしますので、議案書の26ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、27ページから30ページまで改正文となりますが、内容につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明させていただきましたので、附則についてご説明いたします。

29ページ下段を御覧ください。附則であります。この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、同条第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7第1項の改正規定、第44条第6号の次に1号を加える改正規定及び同条第7号の改正規定は、令和8年3月1日から施行するというものでございます。

以上で栃木市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 説明ありがとうございました。

ちょっとこれ質問に当たるかと思うのですが、農家の方の、わらを燃やしますよね。あれは宗教と農業の関係のものは、今のところは燃やしてもいいですよというのですが、これが紛らわしいたき火にも近いのかなと今解釈したのです。そうすると、今後はそういうことでの届出をしないと、ちょっとまずいのかなと思ったのですが、そこら辺の解釈はどうなのでしょう。

○委員長（小平啓佑君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） お答えいたします。

農業等でやられるものに関しては、特に私たちどもで規制をすることはできないと考えております。その他に関しては、今委員のおっしゃったように、たき火の届出、火災と紛らわしい行為の届

出をしていただくという形を今後取らざるを得なくなってくると思います。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 度々すみません。29条の7、感震ブレーカーの件なのですが、ここ最近、多分個人の家で、東京電力さんの関係で、ブレーカーの確認をしているというの、うちのほうもやったのですけれども、これは感震ブレーカーの確認でたしか回っていたかなとは思っているのですが、そういう個人宅とかで、最近、詐欺まがいなこともあるので、そういうのとちょっとダブったような話になってしまうのですけれども、その点検確認は、今やられているような話がこれに当たるといふことでよろしいでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） お答えいたします。

今委員のおっしゃった感震ブレーカーの点検の義務とかについては、私たちはちょっと把握をしていません。今回の感震ブレーカーのは、住宅の防火の推進に、市民の方に設置してくださいよというお願いに当たる推進活動の一つでありますので、個人の住宅の感震ブレーカーの点検をこれが原因でというのは、ちょっと申し訳ありません。私は存じていないので、申し訳ありません。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） お世話になります。すみません。確認なのですけれども、今年年末年始に自治会とかで、子ども会でどんと焼きとかって、大きなたき火があるではないですか、ではそういうのも農家以外だと、自治会の子ども会のほうで届けをするということでもいいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） 委員のご質問にお答えします。

子ども会とか地区でやるものについての届出も、火災と紛らわしい届出ということで、届けていただく形になります。よろしく申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 確認をさせてください。

先ほどの天谷委員の感震ブレーカーの設置を促進するということなのですけれども、住民の方がこれをつけたいといった場合の手続方法、教えていただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） お答えします。

この届出に関することについては、消防に義務も何もありません。感震ブレーカーについては、

各電気屋さんとか、今ではホームセンター等でも買えるかと思うのですが、安価なものから高額なものというものがあります。そちらに関しての、私どもが設置をなささいという義務ではありませんので、あくまでも推進対策ということでご理解していただいてという形になろうかと思えます。

○委員長（小平啓佑君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうしますと、今ガスの感震ブレーカーというのをガス屋さんのほうで設置していただけますよね。ですけれども、電気は個人で電気屋さんとかホームセンターとかへ行って、設置が可能、個人で設置が可能ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 田村予防課長。

○予防課長（田村秀彦君） そのとおりでございます。

○委員長（小平啓佑君） ほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第152号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第152号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第153号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第4、議案第153号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更に
ついてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

佐藤総務人事課長。

○総務人事課長（佐藤正実君） ただいまご上程をいただきました議案第153号 栃木県市町村総合
事務組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

議案書は31ページ、32ページ、議案説明書は44ページから47ページとなります。まず、議案説明

書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の44ページを御覧ください。提案理由であります
が、令和8年4月1日から、佐野市が栃木県市町村総合事務組規約第4条第4号に掲げる事務及
び同条第5号に掲げる事務の共同処理に加入することに伴い、栃木県市町村総合事務組規約を変
更することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会
の議決をお願いするものでございます。

変更の概要であります、規約第4条第4号及び同条第5号に掲げる事務を共同処理する組織市
町村等に佐野市を加えるものでございます。

次に、参照条文のうち、45ページ中段に記載しております栃木県市町村総合事務組規約抜粋を
御覧ください。第4条は、組合の共同処理する事務を定めておまして、第4号につきましては、
地方公務員災害補償法第7章の規定による議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害、または
通勤による災害に対する補償に関する事務でございます。

次に、第5号につきましては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に
関する法律第2条の規定による非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対す
る補償に関する事務でございます。

次に、改正内容につきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、46ページ、47ペー
ジを御覧ください。別表第2の改正となりますが、第4条第4号及び同条第5号に掲げる事務を共
同処理する組織市町村等に、栃木市の次に佐野市を加えるものでございます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の31ページを御覧ください。議案であり
ますが、地方自治法第286条第1項の規定により、栃木県市町村総合事務組規約を変更すること
について、関係地方公共団体と協議するというものでございます。

32ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましては、ただいま議案説明書の新
旧対照表によりご説明を申し上げましたので、一番下の附則を御覧いただきたいと思ひます。この
規約は、令和8年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げ
ます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第153号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。
したがって、議案第153号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
ここで執行部の入替えを行います。少しお待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第5、議案第156号 訴えの提起についてを議題といたします。
ここで、委員の皆様申し上げます。本議案については、お手元の議案書では個人名、土地の所在地、相手方の続柄等の情報が記載されておりますが、個人情報保護の観点及び今後の訴訟事務への影響を考慮し、それらの読み上げはせずに説明したい旨、執行部から申入れがありましたので、ご了承願います。

それでは、当局から説明を求めます。

奈良部管財課長。

○管財課長（奈良部 満君） ただいまご上程いただきました議案第156号 訴えの提起についてご説明いたします。

議案書は35から38ページ、議案説明書は56ページから58ページでございます。なお、本件は、11月10日の議員研究会にて事前にご説明申し上げた案件でございます。

それでは、議案説明書から説明をさせていただきます。議案説明書の56ページを御覧ください。議案第156号 訴えの提起について。提案理由でございますが、公有財産の適正管理を図るため、市有地を不法に占有している者に対し、建物収去土地明渡等請求に係る訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文として、地方自治法96条第1項第12号を記載してございます。

58ページを御覧ください。参考として、位置図を載せてございます。

次に、議案書をご説明申し上げます。議案書の35ページを御覧ください。議案第156号 訴えの提起について。次のとおり、訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、訴えの相手方は、記載の2名でございます。

2、事件名は、建物収去土地明渡等請求事件でございます。

3、管轄裁判所は、宇都宮地方裁判所栃木支部でございます。

4、訴えの趣旨でございますが、(1)相手方(1)に対し、次のことを請求いたします。

36ページを御覧ください。ア、建物の取去及び土地の明渡し。

イ、未払賃料及びこれに係る遅延損害金の支払い。

ウ、土地賃貸借契約解除日の翌日から本件土地の明渡し完了日までの賃料相当損害金の支払い。

エ、訴訟費用の負担。

(2)相手方(2)に対し、次のことを請求いたします。

ア、本件土地からの退去。

イ、土地賃貸借契約解除日の翌日から本件土地からの退去完了日までの賃料相当損害金の支払い。

ウ、訴訟費用の負担。これらを請求いたします。

次に、5、訴えを提起する理由でございますが、(1)本市は、賃借人との間で土地賃貸借契約を締結しておりました。

(2)賃借人は、本件土地上に本件建物を所有し居住をしておりました。本件建物には、相手方(2)が同居しておりました。

(3)賃借人は、記載の月にお亡くなりになりました。

(4)賃借人には法定相続人が存在しておりましたが、その相続人らは全員が相続を放棄いたしました。その結果、賃借人の本市に対する賃料支払義務ないし本件建物の取去義務を継承する者がいない状況に至りました。

(5)そこで、本市は、このような状況を打開するため、令和6年10月に宇都宮家庭裁判所栃木支部に対し、賃借人に関する相続財産清算人の選任を申立てをなしまして、その結果、相手方(1)が選任されました。

(6)その後、本市は、本件土地の不法占有の解消等を図るため、相手方(1)及び相手方(2)に対し、任意交渉を行ってまいりましたが、いずれも任意交渉による解決は困難となりましたので、本訴えを提起するものでございます。

本件土地と本件建物の表示は、記載のとおりでございます。

6、訴訟遂行の方針でございますが、(1)弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。

(2)判決の結果、必要がある場合には、上訴するものとする。

(3)訴訟において必要がある場合には、適当と認める条件で和解及び調停に応じるものとする。

このように考えております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(小平啓佑君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

また、執行部の説明の前にも申し上げましたとおり、個人情報保護の観点から、質疑においても個人名、土地の所在地、相手方の続柄等の情報を伏せた上でご発言いただきますよう、委員の皆様にご協力をお願いいたします。

それでは、質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第156号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第156号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時47分）

○委員長（小平啓佑君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎議案第136号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（小平啓佑君） 次に、日程第6、議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいで結構です。

深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） よろしく申し上げます。ただいまご上程いただきました議案第136号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

補正予算書の3ページを御覧ください。令和7年度栃木市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27億8,597万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ795億1,163万3,000円とする。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

継続費の補正は、第2条、継続費の変更は、第2表、継続費補正によるというものであります。

繰越明許費の補正は、第3条、繰越明許費の追加は、第3表、繰越明許費補正によるというものであります。

債務負担行為の補正は、第4条、債務負担行為の追加は、第4表、債務負担行為補正による。第2項は、債務負担行為の変更は、第5表、債務負担行為補正による。第3項は、債務負担行為の廃止は、第6表、債務負担行為補正によるというものであります。

地方債の補正は、第5条、地方債の追加は、第7表、地方債補正による。第2項は、地方債の変更は、第8表、地方債補正によるというものであります。

次に、5ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正であります。5ページが歳入、次の6ページ、7ページが歳出となっております。なお、所管関係部分の内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明させていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、8ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）につきましては、所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、9ページを御覧ください。第3表、繰越明許費補正（追加）でございますが、こちらも所管外となりますので、説明は省略させていただきます。

次に、10ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（追加）であります。所管関係部分は、1項目め、ふるさと応援寄附返礼品業務委託から6項目めの建物収去土地明渡等請求事件に関する訴訟事件委託まで、及び16項目め、指定金融機関派出取扱業務委託から末尾の市長及び市議会議員選挙における投開票所用備品賃貸借までの11件であります。

まず、1項目め、ふるさと応援寄附返礼品業務委託から4項目め、ふるさと応援寄附インターネットシステム使用につきましては、ふるさと応援寄附事業に係る業務委託等ではありますが、4月1日から業務を行うに当たり、本年度中に契約事務等を完了する必要があるため、また4月1日に自動更新を行うため、令和8年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次の5項目め、広島平和記念式典中学生派遣委託につきましては、交通手段や宿泊場所を早期に確保し、派遣事業の円滑な実施を図るため、本年度中に契約事務を完了する必要がありますので、令和8年度を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

次の6項目め、建物収去土地明渡等請求事件に関する訴訟事務委託につきましては、本年度に当該訴訟に係る事務を弁護士へ委託するに当たり、訴訟の完結が令和8年度以降になる見込みであることから、事件が完結するまでの間を期間とした債務負担行為を追加させていただくものであります。

す。

次に、9項目飛びまして、16項目目、指定金融機関派出取扱業務委託につきましては、本庁舎及び大平総合支所における指定金融機関による市税等の収納業務を4月1日から実施するため、本年度中に契約事務を完了する必要がありますので、令和8年度を期間とした債務負担行為を追加させていただきます。

次の17項目目、データ伝送システム使用につきましては、指定金融機関及び収納代理金融機関との口座振替等のデータ伝送サービスについて、4月1日から使用するため、本年度中に契約事務を完了する必要がありますので、令和8年度を期間とした債務負担行為を追加させていただきます。

次の18項目目、市長及び市議会議員選挙における電算処理委託から、末尾の市長及び市議会議員選挙における投開票所用備品貸借につきましては、令和8年4月に予定しております当該選挙に係る選挙人名簿作成の業務委託等ではありますが、選挙投開票事務の円滑な執行を図るため、本年度中に契約事務等を完了する必要がありますので、令和8年度を期間とした債務負担行為を追加させていただきます。

次に、11ページを御覧ください。第5表、債務負担行為補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。1項目目、電子入札情報公開サービス使用から4項目目、仮眠用寝具借上の4件につきましては、令和8年度を期間として、本年度当初予算に計上していたものでありますが、物価高騰等により使用料等が増額となることから、限度額を増額するため、債務負担行為を変更させていただきます。

次の5項目目、市長及び市議会議員選挙における選挙事務補助派遣業務委託につきましては、当初、当該選挙事務補助業務を派遣委託による補助員と会計年度任用職員の併用で予定しておりましたが、年度をまたいで継続した人員を確保できる派遣委託のみで行うことから、限度額を増額するため、債務負担行為を変更させていただきます。

次に、12ページをお開きください。第6表、債務負担行為補正（廃止）であります。1項目目、市民活動保険につきましては、4月1日から保険期間となる保険契約について、これまで債務負担行為により前年度に申込み、新年度に支払いをしておりましたが、地方自治法施行令により、申込み年度の予算で支払うことが判明いたしましたので、債務負担行為を廃止させていただきます。

次に、13ページをお開きください。第7表、地方債補正（追加）であります。起債の目的欄の借換債につきまして、追加させていただきます。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。

次に、14ページをお開きください。第8表、地方債補正（変更）であります。本表は、上段が補正前、下段が補正後となっております。補正前の起債の目的欄、1項目目、農道整備事業から3項

目めの道路新設改良事業の件につきまして、起債の限度額を変更するものであります。詳細につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明させていただきます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更ございません。

次に、ページが少し飛びまして、45ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表であります。45ページは歳入、次の46ページ、47ページが歳出となっておりますが、ここでの説明は省略させていただき、引き続き歳入の所管関係部分についてご説明をさせていただきますので、50ページ、51ページをお開きください。1段飛びまして、16款2項1目1節総務管理費補助金は、補正額24万7,000円の増額であります。説明欄の地方就職支援金交付事業費補助金につきましては、定住促進支援事業費の増額に伴い、財源として交付される補助金について増額補正するものであります。

次に、52ページ、53ページをお開きください。1段飛びまして、16款3項1目3節選挙費委託金は、補正額1,504万2,000円の減額であります。説明欄の参議院議員選挙費委託金につきましては、参議院議員通常選挙費の減額に伴い、財源として交付される委託金について減額補正するものであります。

次に、17款1項2目1節利子及び配当金は、補正額1,449万6,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金利子及び、次の減債基金利子につきましては、基金利子が当初想定を上回るため、増額補正するものであります。

次に、54ページ、55ページをお開きください。1段飛びまして、19款2項1目1節財政調整基金繰入金は、補正額6億6,522万7,000円の増額であります。説明欄の財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整として基金から繰り入れるため、増額補正するものであります。

次の5目1節スポーツ振興基金繰入金は、補正額150万円の増額であります。説明欄のスポーツ振興基金繰入金につきましては、栃木総合運動公園管理費の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

1目飛びまして、15目1節マスコットキャラクター応援基金繰入金は、補正額21万8,000円の増額であります。説明欄のマスコットキャラクター応援基金繰入金につきましては、会計年度任用職員人件費（広報課）の財源として繰り入れるため、増額補正するものであります。

次に、21款4項4目2節雑入は、補正額71万8,000円の減額であります。説明欄の市民総合賠償補償保険金等（地域政策課）につきましては、南部地区コミュニティ広場トイレバリアフリー化改修工事の財源として見込んでおりましたコミュニティ助成事業助成金が不採択となったため、減額補正するものであります。

次に、56ページ、57ページをお開きください。1段飛びまして、22款1項市債であります。4目1節農業債は、補正額4,020万円の減額であります。説明欄の地方道路等整備事業債（農道整備事業）につきましては、県単独農業農村整備事業費に充当する市債であります。県補助金の減額に

伴う事業費の調整により、起債額を減額補正するものであります。

なお、市債の説明欄における括弧書きにつきましては、14ページにあります第8表、地方債補正(変更)における起債の目的欄の区分を表しております。

次の一般事業債(その他・排水施設)(農業生産基盤整備事業)及び次の一般補助施設整備等事業債(農業生産基盤整備事業)につきましては、農地耕作条件改善事業費の財源として、起債額を増額補正するものであります。

次に、6目1節道路橋りょう債は、補正額5,660万円の増額であります。説明欄の旧合併特例事業債(道路新設改良事業)につきましては、市道1033号線交通安全施設整備事業費(栃木大宮町)及び今泉川線道路整備事業費(栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町)の財源として起債額を増額補正するものであります。

次に、9目1節借換債は、補正額10億140万円の増額であります。説明欄の借換債(普通債)につきましては、平成27年度債として償還期間20年で借り入れた市債につきまして、償還期間10年が経過したことから、未償還元金の借換えを行うため、起債額を増額補正するものであります。

以上で歳入の所管関係部分について説明を終了いたします。

引き続き、歳出の所管関係部分についてご説明いたしますので、58ページ、59ページをお開きください。1款1項1目議会費は、補正額252万3,000円の増額であります。説明欄の職員人件費、議員人件費及び会計年度任用職員人件費(議事課)につきましては、人事院勧告による給与改定に伴い支給額が増額し、当初見込んでいた職員手当等に不足が生じるため、補正するものであります。

なお、次ページ以降、一部を除きまして、各科目における職員人件費、会計年度任用職員人件費及び会計年度任用職員共済費につきましても、同様に人事院勧告による改定及び人事異動に伴い、給料、職員手当等を補正するものでありますので、以降の説明につきましては省略させていただきます。

次に、60ページ、61ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額7,295万5,000円の増額であります。説明欄の8項目め、職員福利厚生事業費につきましては、栃木市職員等公務災害見舞金支給条例に基づく見舞金を支給するため、障害補償費を増額補正するものであります。

次の総務人事課一般経常事務費につきましては、令和8年度から創設される子ども・子育て支援金の計算に当たり、給与システムを改修する必要があるため、委託料を増額補正するものであります。

次に、2目文書広報費は、補正額44万7,000円の増額であります。説明欄のコミュニティFM事業費につきましては、故障により代替機で対応している放送設備等を修繕するため、修繕料を増額補正するものであります。

次に、3目財政管理費は、補正額1,449万6,000円の増額であります。説明欄の減債基金積立金及び、次の財政調整基金積立金につきましては、基金利子が当初想定を上回るため、積立金を増額補

正するものであります。

次に、5目財産管理費は、補正額100万円の増額であります。説明欄の処分可能財産管理事業費につきましては、市有地を不法に占有している者に対し、建物収去土地明渡等請求に係る訴えを提起するに当たり、弁護士に訴訟事務を委託するため、委託料を増額補正するものであります。

次に、6目企画費は、補正額109万9,000円の増額であります。説明欄のマイナンバーカード普及事業費につきましては、申請受付業務を委託する市内郵便局において、更新手続をされる方が当初見込みを上回り、郵便料が不足するため、増額補正するものであります。

次に、11目地域づくり費は、補正額6万2,000円の減額であります。説明欄の定住促進支援事業費につきましては、県と共同で実施している地方就職支援補助事業について、県内市町に移転する際の引っ越し費用の一部等が本年度より補助対象に追加されたことから、補助金を増額補正するものであります。

次のコミュニティセンター管理費（地域政策課）につきましては、栃木南部地区コミュニティ運動広場のトイレバリアフリー化改修工事について、財源として見込んでおりましたコミュニティ助成事業助成金が不採択となったことから、維持補修費を減額補正するものであります。

次のコミュニティセンター管理費（藤岡地域づくり推進課）につきましては、藤岡城山コミュニティセンターにおいて、火災報知機及び避難口誘導灯が落雷による故障により機能していないことから、修繕するため、維持補修費を増額補正するものであります。

なお、説明欄に記載はございませんが、蔵の街大通り“花”やか事業費（栃木中央地域会議）につきましては、財源としておりました国庫補助金、都市構造再編集中支援事業補助金（栃木市中心市街地地区）が減額となったことから、財源を一般財源へ振り替える補正を行っております。

次に、62ページ、63ページをお開きください。13目公民館費は、補正額380万7,000円の増額であります。説明欄の3項目め、自治会公民館建築費等補助金につきましては、自治会公民館のトイレ改修を行う大平町の真弓中自治会に対して交付する補助金に不足が生じるため、補助金を増額補正するものであります。

次に、1目飛びまして、16目諸費は、補正額2億7,080万3,000円の増額であります。説明欄の市税過誤納金還付費につきましては、個人市民税及び法人市民税の市税過誤納等還付金が当初想定を上回る見込みであるため、増額補正するものであります。

次の市民活動保険料につきましては、令和8年度分の保険料を申込み年度であります本年度中に支払う必要が生じたため、賠償保険料を増額補正するものであります。

次に、64ページ、65ページをお開きください。2款2項徴税费であります。1目飛びまして、2目賦課徴収費は、補正額66万9,000円の増額であります。説明欄の市民税賦課事務費につきましては、税情報等の業務システムの標準化に伴い、令和8年1月から納付書等の様式が変更となることから、新たに作成する必要が生じたため、委託料を増額補正するものであります。

次に、68ページ、69ページをお開きください。2款4項1目選挙管理委員会費は、補正額218万5,000円の減額であります。説明欄の2項目め、会計年度任用職員人件費（選挙管理委員会事務局）につきましては、市長及び市議会議員選挙の事務補助業務を派遣委託による補助員と会計年度任用職員の併用で予定しておりましたが、派遣委託のみで行うため、会計年度任用職員報酬等を減額補正するものであります。

次に、3目参議院議員通常選挙費は、補正額1,229万5,000円の減額であります。説明欄の参議院議員通常選挙費につきましては、参議院議員通常選挙の執行が完了し、不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

次に、4目市長及び市議会議員選挙費は、補正額106万3,000円の増額であります。説明欄の市長及び市議会議員選挙費につきましては、令和8年4月に執行する市長及び市議会議員選挙に係る事務の補助を業務委託するため、委託料を増額補正するものであります。

次に、ページが少し飛びまして、102ページ、103ページをお開きください。9款1項消防費であります。1目飛びまして、5目災害対策費は、補正額224万9,000円の増額であります。説明欄の被災者住宅復旧支援事業費補助金につきましては、8月及び9月に発生した突風被害により、申請件数が当初想定を上回る見込みであるため、補助金を増額補正するものであります。

次に、ページが少し飛びまして、112ページ、113ページをお開きください。12款1項1目元金は、補正額10億140万円の増額であります。説明欄の市債償還元金につきましては、平成27年度債として償還期間20年で借り入れた市債につきましては、未償還元金の借換えに当たり、繰上償還を行うため、償還金を増額補正するものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市一般会計補正予算（第5号）に係る所管関係部分についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小平啓佑君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） ご説明ありがとうございました。

61ページになります。マイナンバーカード普及事業費、ご説明では駆け込みといいますが、想定より申請者が多かったということになりますけれども、これは保険証絡みで駆け込みが増えたのかなと推察しますが、それにより、この普及率は栃木市においてどれぐらい向上するのか、分かった

らお教え願います。

○委員長（小平啓佑君） 潮田総合政策課長。

○総合政策課長（潮田美紀君） お答えいたします。

今回の補正につきましては、12月、今月2日から、原則紙の保険証が使えないということになりましたので、改めてこれまでマイナンバーカードを作成していない方が駆け込みの需要が多くなったというふうに考えてございます。普及率につきましては、現在11月末で押さえている状況がございまして、栃木市での保有枚数率は80.8%ということになっておりまして、県平均の81.96%より若干下回っているという状況がございまして、今回の駆け込み需要でございまして、栃木市は残念ながら普及率が低い状況もございまして、駆け込みの効果はある程度ありまして、保有枚数率もそれに応じてある程度伸びたものというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（小平啓佑君） 小太刀副委員長。

○副委員長（小太刀孝之君） 枚数の確定はしていないので、普及率は、数字は申し上げられないのかと思いますが、どれくらい上がる想定でいらっしゃいますか。

○委員長（小平啓佑君） 潮田総合政策課長。

○総合政策課長（潮田美紀君） 先ほど保有枚数率を申し上げましたが、栃木市の保有枚数につきまして申し上げますと、12万3,638枚ということがございます。人口が15万3,000人程度ですので、80.8%という形になってございます。現在の状況ではこういった状況になります。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） お世話になります。

借換債と返済の関係なのですが、このことによってお得感というのではないのですけれども、どれだけ効果を出したのかなというのを伺いたします。

○委員長（小平啓佑君） 深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） 試算ではありますけれども、総額で3,900万円ほどの利子の減額が見込める。ただ、実際に来年、借換えをしたときの利率にもよりますけれども、今の試算では、その程度の減額、減少が見込めるものということで今回行うようにしております。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、もう一つだけ。

63ページ、総務費の中の諸費です。市税過誤納金還付費につきまして、毎年毎年こういう形では出てくるのですけれども、前回は調べてはいないのですけれども、ここの流れとして、還付金の数字というものは上がっているのでしょうか、それとも横ばいなのか、ちょっと伺いたします。

○委員長（小平啓佑君） 山岸税務課長。

○税務課長（山岸良郎君） 市税過誤納還付金につきましては、トランプ関税の影響で法人市民税についてはどうしても増額の傾向が増えているという形で、全体的に給与所得者のほうにつきましては、賃上げがありますので、給与所得、納税額等も伸びておるのですが、どうしても法人税のほうだけが減額されているような形になっております。若干市民税等につきましても、還付金が過年度で修正申告で還付が発生する場合がありますが、基本的には個人につきましては前年並み、法人については若干増額をしているというような形になっております。

○委員長（小平啓佑君） ほかにございますか。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） お世話になります。

ちょっと理解ができなくて、14ページの補正前の農道整備事業が補正後にはゼロになっている。どうしてこういうのか教えていただければと思います。

○委員長（小平啓佑君） 深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） こちらにつきましては、補正前では、当初予算には上がるのですけれども、県の補助金を想定いたしまして、農道整備3本を予定しておりました。それが県の内示によりましてゼロということで、補助金が見つからないということになりましたので、農道整備の事業自体をちょっと見直しまして、この起債に関しては、借入れを行わないということでゼロとしております。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） ありがとうございます。

では、来年度も県のほうで補助がなかったときには、ここもゼロになるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（小平啓佑君） 深津財政課長。

○財政課長（深津 勝君） 今、来年度予算につきましては編成中でありますので、詳細についてはまだちょっと明らかになってはいないのですけれども、基本的には同じような傾向になってしまうのかなということで、補助金がどうしても、県のほうで排水施設ですとか、そちらのほう、機械の修繕とか、そちらのほうに傾注しているようですので、農道等につきましては、ほかの、例えば市単独ですとか、あとは市道整備のほうでできるものは行っていくということで、今回の県の補助がつかなかったものについても、一部市単独で行うようなものもありますので、そういった振り替えを行っていくということで考えております。

○委員長（小平啓佑君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 安心しました。ありがとうございます。

○委員長（小平啓佑君） では、ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第136号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小平啓佑君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第136号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（小平啓佑君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時38分）